

自動販売機設置仕様書

1 貸付物件

貸付物件は、特記仕様書のとおりとする。

2 貸付条件

(1) 用途指定

貸付物件の用途を「自動販売機の設置場所」として指定する。

(2) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく市有財産の一部貸付け（賃貸借契約）である。

(3) 貸付期間

貸付期間は契約の日から令和4年3月31日までとし、契約の更新又は貸付期間の延長は行わないものとする。

(4) 貸付料及び納入方法

ア 貸付料は、自動販売機の売上金額に貸付料率を乗じた金額（円未満は切捨て）とする。

イ アにより算出した年間の貸付料金額が、燕市が定める最低貸付料（目的外使用料）に満たない場合は、最低貸付料（目的外使用料）と同額とする。

ウ 貸付料は、燕市が四半期ごとに発行する納入通知書により、燕市が定める期限までに全額納入すること。なお、貸付期間が1年に満たない端数がある場合の最低貸付料（目的外使用料）は、1年を365日とする日割計算とする。

(5) 必要経費

ア 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、すべて設置者の負担とする。

※電気使用量を計測するための子メーター、回収ボックス、その他の付属品の設置費用及び工事費等を含む。

イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費はすべて設置者の負担とし、燕市が発行する納入通知書により、燕市が定める期限までに全額納入すること。

なお、電気使用料は、設置者が自ら設置した子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した者に限る。）により計測した電気使用量に基づき計算した額とする。

なお、電気使用料（1月あたり）は、次の算定式により算出する。

消費電力（kW）×24（H）×30（日）×0.4（稼働率）×電気料金単価（円）

※消費電力は、設置する自動販売機のカatalog等を参照して決定する。

※電気料金単価（円）は、夏季（7月～9月）とその他の季節（4月～6月・10月～3月）で異なる場合がある。

（6）売上状況の報告

月別の自動販売機の売上状況（販売数量及び売上金額）について、毎月燕市に報告すること。なお、自動販売機の売上状況は、必要に応じて公表することがある。

ア 売上状況報告書は市の指定する様式を使用すること。

イ 自動販売機の売上本数及び売上金額を1か月ごとに集計し、翌月20日までに燕市に報告すること。

（7）自動販売機の仕様、設置及び撤去の条件

ア 自動販売機本体の大きさは、仕様書に定める貸付面積内に設置できるものとする。

イ 機種は、省電力、ノンフロン対応など環境に十分配慮した省エネ型自動販売機とする。

ウ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

エ 自動販売機及び付帯設備等の設置及び撤去に要する一切の費用は、すべて設置者の負担とする。

オ 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全面を配慮して設置すること。また、施設管理者と協議の上、適切な転倒防止策を施すこと。その際、できる限り既存施設の躯体等に負担がかからない方法で設置すること。

カ 仕様書に記載された仕様を遵守すること。

（8）利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 仕様内容を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、燕市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等とし、缶、ビン、ペットボトル又は紙パックなど密封容器とすること。また、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む。）の販売を行わないこと。商品の構成については、落札決定後、事前に燕市の確認を得ること。

オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

カ 仕様書、設置場所図面及び契約書に記載の事項を遵守すること。

（9）維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 燕市は、当該自動販売機及び付帯設備等に係る維持管理は一切行わず、設置

者の責任により維持管理すること。

イ 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置者が適切に行うこと。なお、商品が盗難等により紛失したとき及び自動販売機が汚損し、又は損傷したときは、設置者の負担により速やかに復旧すること。燕市は、燕市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、賞味期限等に留意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

ウ 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収し、リサイクルを行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めること。

ゴミについては、自社のゴミだけでなく、回収ボックスに入っているゴミ及びその周囲に散乱しているゴミ等も回収し、周囲の清掃を心がけること。

エ 関係法令の遵守を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

オ 自動販売機の故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置者の責任において対応すること。

カ 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、燕市の責に帰さない事由による場合は、設置者が補償すること。

キ 設置者は、機種の変更を行う場合は、予め燕市に申し出た上で、燕市の承諾を受けること。

ク 設置者は、事故等により緊急の事態が発生したときは、その内容及び対策等を速やかに燕市に報告すること。

(10) 原状回復

設置者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復する。

なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、設置者は補償を燕市に請求することができない。

3 その他

ア 設置者は、自動販売機を設置する前に設置予定機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 施設の改修工事等燕市の都合により、自動販売機の営業に支障が出る場合の対応については、燕市と設置者で協議の上定めるものとする。

ウ この仕様書、設置場所図面及び市有財産賃貸借契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度燕市と設置者で協議の上定めるものとする。